

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県

編集 (株)インタープリンツ

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

平成三十一年
号外 (二七)
三月二十九日
(金曜日)

日 次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあってはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）……一

大分県議会議員選挙の各選挙区における選挙運動に関する支出金額の制限額……一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条の規定による平成三十一年三月二十八日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあってはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）……一

二二一、六七六人

二 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあってはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）……一

大分市
別府市
中津市
臼杵市
日田市
市
市
市
市
市
市

一三六、二三六人
三三一、六三三人
二三、〇四九人
一八、四一七人
二〇、六五八人
一一、一三〇人

津久見市
竹田市
豊後高田市
杵築市
宇佐市
豊後大野市
由布市
国東市・姫島村
日出町
九重町・玖珠町

五、二二九人
六、四一〇人
六、四四二人
八、四〇六人
一五、八八九人
一〇、四五一人
九、六九〇人
八、八四二人
七、八九二人
七、一二二人

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
一九、四六九人

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外（選管委告示）

大分県選挙管理委員会告示第四十八号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙の各選挙区における選挙運動に関する支

出金額の制限額は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外（選管委告示）

大分県選挙管理委員会委員長

木俊

廣

九重町・玖珠町	日出町	国東市・姫島村	由布市	宇佐市	杵築市	豊後高田市	竹田市	臼杵市	佐伯市	中津川市	別府市	大分市

六、四三二、七〇〇円
五、五二五、一〇〇円
五、八一三、一〇〇円
五、四二八、六〇〇円
五、六一四、六〇〇円
五、二八五、七〇〇円
五、一九九、六〇〇円
五、四九六、一〇〇円
五、五〇三、九〇〇円
五、九九三、〇〇〇円
五、二一八、八〇〇円
五、一〇六、二〇〇円
六、一〇一、二〇〇円
五、八六五、〇〇〇円
六七三、〇〇〇円
三〇〇円